

1 信書とは

- 「**信書**」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことで。
- 「**特定の受取人**」とは、差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことで。
- 「**意思を表示し、又は事実を通知する**」とは、差出人の考えや思いを表現し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。
- 「**文書**」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです(電磁的記録物は文書に該当しません)。

【具体例】

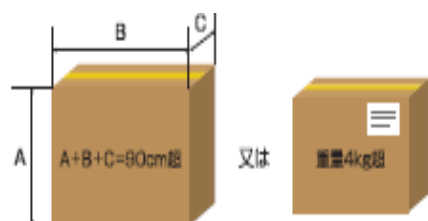
信書に該当する文書の例	信書に該当しない文書の例
■書状 ■請求書の類 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、レセプト(診療報酬明細書等)、推薦書、注文書、年金に関する通知書・申告書、確定申告書、給与支払報告書 ■会議招集通知の類 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書 ■許可書の類 【類例】免許証、認定書、表彰状 ※カード形状の資格の認定書などを含みます。 ■証明書の類 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、健康保険証、登記簿謄本、車検証、履歴書、給与支払明細書、産業廃棄物管理票、保険証券、振込証明書、輸出証明書、健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書 ■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書	■書籍の類 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、講習会配布資料、作文、研究論文、卒業論文、裁判記録、図面、設計図書 ■カタログ ■小切手の類 【類例】手形、株券、為替証書 ■プリペイドカードの類 【類例】商品券、図書券、プリントアウトした電子チケット ■乗車券の類 【類例】航空券、定期券、入場券 ■クレジットカードの類 【類例】キャッシュカード、ローンカード ■会員カードの類 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード ■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの ■その他 説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書)、求人票、配送伝票、名刺、パスポート、振込用紙、出勤簿、ナンバープレート

2 特定信書便事業者とは

郵便法及び信書便法により、他人の信書の送達を業とすることができる者は、日本郵便株式会社と信書便事業者に限られています。特定信書便事業者とは、次の3つのいずれかに該当する信書便物(信書と同封される信書以外のものを含む。)の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者をいいます。

①大型信書便役務(サービス)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの。



②3時間役務(サービス)

信書便物が差し出された時から3時間以内にその信書便物を送達するもの。



③高付加価値役務(サービス)

1通あたりの料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの。



800円を超える料金